

(様式 1-3)

福島県 (浪江町) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	39	事業名	災害公営住宅整備事業 (請戸地区) (基金型)	事業番号	(1)-1-3
交付団体	浪江町		事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費	(34,574 千円) 392,103 (千円)		全体事業費	(34,574 千円) 392,103 (千円)	
帰還環境整備に関する目標					
浪江町においては、地震・津波のほか放射線量の状況等により自宅への帰還が困難となる場合が想定される。このような状況においても、浪江町に帰還したい町民の帰還意欲を高めるとともに、帰還の判断を迷っている町民の帰還の後押しを目標として、災害公営住宅を整備する。					
事業概要					
平成 26 年 8 月の意向調査結果に基づき、帰還の意思があり、かつ災害公営住宅への入居を希望している町民向けに災害公営住宅 26 戸を建設する。					
H29 年度 (今回申請)					
・ 造成工事費 357,529 千円					
<事業の位置づけ>					
【浪江町復興計画 (第一次)】					
6. ふるさとを再生していくための取組み					
3) まちづくり計画の策定・推進と住まいの整備					
(2) 生活環境の整備、市街地の再生					
○町内復興公営住宅の早期設置					
・ 自宅にすぐに帰還できない方 (津波被災者を含む) についても、同時期に町内での生活を再開できるように、復興公営住宅を中心とした住宅整備を進めます					
【浪江町復興まちづくり計画】					
Ⅲ 復興まちづくり方針					
1 避難指示解除に向けたまちづくり方針 (平成 29 年 3 月までに準備するもの)					
(5) 住宅の確保					
③復興公営住宅の整備による住宅の確保					
・ 町内での生活を再開する上で住宅を確保できない町民のために、避難指示解除に合わせて、順次、入居が可能となるよう復興公営住宅を整備します					
※上記、復興計画及びまちづくり計画における「復興公営住宅」は、今回整備する災害公営住宅と同じ目的・機能を持つものである					
当面の事業概要					
<平成 28 年度>					
・ 造成設計					
<平成 29 年度>					
・ 用地買収					
<平成 30 年度>					
・ 造成工事					

地域の帰還環境整備との関係	
<p>当該整備地域は、防災集団移転促進事業計画における移転先団地の一つと位置付けられており、津波によって自宅が流失した方が移転を希望している地域である。災害公営住宅の整備により、津波被災者の帰還が促進されるものである。</p>	
関連する事業の概要	
<p>復興交付金事業である津波被災者の防災集団移転先地の整備（宅地 16 区画）が、同一エリアに予定されている。造成については防災集団移転促進事業と合わせて実施していく見込みである。</p> <p>また、当該整備地へのアクセス道路を、復興交付金によって整備することとなりこの道路事業の工程との調整を図りながら整備を進めていく。</p> <p>※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。</p>	
関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県 (浪江町) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	76	事業名	災害公営住宅整備事業 (請戸地区) 関連道路整備事業 (基金型)	事業番号	◆(1)-1-3-1
交付団体	浪江町		事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費	94,658 (千円)		全体事業費	94,658 (千円)	
帰還環境整備に関する目標					
帰還に向けた住宅環境整備として浪江町災害公営住宅 (請戸地区) の整備を進めている。このような中、住宅団地内道路 (整備後に町道認定) や集会施設の整備等を行い、住宅団地の住民が安全かつ効率的な交通ができるような環境を整えることで入居促進を図り、更には町民の帰還意欲を高めることを目標とする。					
事業概要					
平成 26 年 8 月の意向調査結果に基づき、帰還の意思があり、かつ災害公営住宅への入居を希望している町民向けに災害公営住宅 26 戸を建設する。 ひいては、住宅団地内の道路整備等を行う。 H29 年度 (今回申請) ・造成工事費 申請額 94,658 千円					
<事業の位置づけ>					
【浪江町復興計画 (第一次)】					
6. ふるさとを再生していくための取組み					
3) まちづくり計画の策定・推進と住まいの整備					
(2) 生活環境の整備、市街地の再生					
○町内復興公営住宅の早期設置					
・自宅にすぐに帰還できない方 (津波被災者を含む) についても、同時期に町内での生活を再開できるように、復興公営住宅を中心とした住宅整備を進めます					
【浪江町復興まちづくり計画】					
Ⅲ 復興まちづくり方針					
1 避難指示解除に向けたまちづくり方針 (平成 29 年 3 月までに準備するもの)					
(5) 住宅の確保					
③復興公営住宅の整備による住宅の確保					
・町内での生活を再開する上で住宅を確保できない町民のために、避難指示解除に合わせて、順次、入居が可能となるよう復興公営住宅を整備します					
※上記、復興計画及びまちづくり計画における「復興公営住宅」は、今回整備する災害公営住宅と同じ目的・機能を持つものである					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					

当面の事業概要	
<p><平成30年度～平成31年度> 浪江町災害公営住宅（請戸地区）の整備に付随する道路整備、集会所用地造成を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集会所用地造成工事 ・道路舗装等 	
地域の帰還環境整備との関係	
<p>当該整備地域は、防災集団移転促進事業計画における移転先団地の一つと位置付けられており、津波によって自宅が流失した方が移転を希望している地域である。災害公営住宅の整備により、津波被災者の帰還が促進されるものである。</p>	
関連する事業の概要	
<p>復興交付金事業である津波被災者の防災集団移転先地の整備（宅地16区画）が、同一エリアに予定されている。造成については防災集団移転促進事業と合わせて実施していく見込みである。</p> <p>また、当該整備地へのアクセス道路を、再生加速化交付金によって整備することとなりこの道路事業の工程との調整を図りながら整備を進めていく。</p> <p>※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。</p>	
関連する基幹事業	
事業番号	(1)-1-3
事業名	災害公営住宅整備事業（請戸地区）（基金型）
交付団体	浪江町
基幹事業との関連性	
<p>浪江町災害公営住宅（請戸地区）団地の区域内道路や集会施設等を整備することで安全かつ効率的な環境を整える。これにより、団地の入居者が安心して居住できるやようになることから、入居促進及び帰還意欲の向上を図るものである。</p>	

(様式 1-3)

福島県（浪江町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	77	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業	事業番号	(1)-2-1
交付団体	浪江町		事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費	17,526（千円）		全体事業費	17,526（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
浪江町においては、地震・津波のほか放射線量の状況等により自宅への帰還が困難となる場合が想定される。このような状況においても、浪江町に帰還したい町民の帰還意欲を高めるとともに、帰還の判断を迷っている町民の帰還の後押しを目標として、災害公営住宅を整備する。帰還を希望する町民の居住の安定を図るとともに恒久的な住宅を供給するため低廉な家賃で災害公営住宅の供給を行うものであり、入居者の経済的な負担を緩和することにより、生活再建の支援を図るものである。					
事業概要					
幾世橋地区において第 1 期分 22 戸、第 2 期分 63 戸計 85 戸の災害公営住宅を整備し、第 1 期分平成 29 年 7 月入居、第 2 期分平成 30 年 4 月から入居開始予定となっており、入居した町民の家賃の低廉化を行う。 <事業の位置づけ> 【浪江町復興計画（第一次）】 6. ふるさとを再生していくための取組み 3) まちづくり計画の策定・推進と住まいの整備 (2) 生活環境の整備、市街地の再生 ○町内復興公営住宅の早期設置 ・自宅にすぐに帰還できない方（津波被災者を含む）についても、同時期に町内での生活を再開できるように、復興公営住宅を中心とした住宅整備を進めます 【浪江町復興まちづくり計画】 Ⅲ 復興まちづくり方針 1 避難指示解除に向けたまちづくり方針（平成 29 年 3 月までに準備するもの） (5) 住宅の確保 ③復興公営住宅の整備による住宅の確保 ・町内での生活を再開する上で住宅を確保できない町民のために、避難指示解除に合わせて、順次、入居が可能となるよう復興公営住宅を整備します ※上記、復興計画及びまちづくり計画における「復興公営住宅」は、今回家賃の低廉化を行う災害公営住宅と同じ目的・機能を持つものである。					
当面の事業概要					
<平成 29 年度～32 年度> 家賃の低廉化に要する費用の補助 平成 29 年度分 17,526 千円					
地域の帰還環境整備との関係					
当該事業に係る災害公営住宅整備地域は、防災集団移転促進事業計画における移転先団地の一つと位置付けられており、津波によって自宅が流失した方が移転を希望している地域である。災害公営住宅の整備により、津波被災者の帰還が促進されるものである。					
関連する事業の概要					
幾世橋地区において第 1 期分 22 戸、第 2 期分 63 戸計 85 戸の災害公営住宅を整備					
※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					

(様式 1-3)

福島県（浪江町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	78	事業名	東日本大震災特別家賃低減事業	事業番号	(1)-3-1
交付団体	浪江町		事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費	2,353（千円）		全体事業費	2,353（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
浪江町においては、地震・津波のほか放射線量の状況等により自宅への帰還が困難となる場合が想定される。このような状況においても、浪江町に帰還したい町民の帰還意欲を高めるとともに、帰還の判断を迷っている町民の帰還の後押しを目標として、災害公営住宅を整備する。帰還を希望する町民の居住の安定を図るとともに恒久的な住宅を供給するため低廉な家賃で災害公営住宅の供給を行うものであり、入居者の経済的な負担を緩和することにより、生活再建の支援を図るものである。					
事業概要					
幾世橋地区において第 1 期分 22 戸、第 2 期分 63 戸計 85 戸の災害公営住宅を整備し、第 1 期分平成 29 年 7 月入居、第 2 期分平成 30 年 4 月から入居開始予定となっており、入居した町民の家賃の低減を行う。 <事業の位置づけ> 【浪江町復興計画（第一次）】 6. ふるさとを再生していくための取組み 3) まちづくり計画の策定・推進と住まいの整備 (2) 生活環境の整備、市街地の再生 ○町内復興公営住宅の早期設置 ・自宅にすぐに帰還できない方（津波被災者を含む）についても、同時期に町内での生活を再開できるように、復興公営住宅を中心とした住宅整備を進めます 【浪江町復興まちづくり計画】 Ⅲ 復興まちづくり方針 1 避難指示解除に向けたまちづくり方針（平成 29 年 3 月までに準備するもの） (5) 住宅の確保 ③復興公営住宅の整備による住宅の確保 ・町内での生活を再開する上で住宅を確保できない町民のために、避難指示解除に合わせて、順次、入居が可能となるよう復興公営住宅を整備します ※上記、復興計画及びまちづくり計画における「復興公営住宅」は、今回家賃の低減を行う災害公営住宅と同じ目的・機能を持つものである					
当面の事業概要					
<平成 29 年度～32 年度> 家賃の低減に要する費用の補助 平成 29 年度分 2,353 千円					
地域の帰還環境整備との関係					
当該事業に係る災害公営住宅整備地域は、防災集団移転促進事業計画における移転先団地の一つと位置付けられており、津波によって自宅が流失した方が移転を希望している地域である。災害公営住宅の整備により、津波被災者の帰還が促進されるものである。					
関連する事業の概要					
幾世橋地区において第 1 期分 22 戸、第 2 期分 63 戸計 85 戸の災害公営住宅を整備					

(様式 1-3)

福島県（浪江町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	79	事業名	福島再生賃貸住宅家賃低廉化事業	事業番号	(1)-6-1
交付団体	浪江町	事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）		
総交付対象事業費	5,178（千円）	全体事業費	5,178（千円）		
帰還環境整備に関する目標					
浪江町においては、地震・津波のほか放射線量の状況等により自宅への帰還が困難となる場合が想定される。このような状況においても、浪江町に帰還したい町民の帰還意欲を高めるとともに、帰還の判断を迷っている町民の帰還の後押しを目標として、福島再生賃貸住宅を整備する。帰還を希望する町民の居住の安定を図るとともに恒久的な住宅を供給するため低廉な家賃で福島再生賃貸住宅の供給を行うものであり、入居者の経済的な負担を緩和することにより、生活再建の支援を図るものである。					
事業概要					
幾世橋地区において 80 戸の福島再生賃貸住宅を整備し、平成 29 年 9 月 11 日から入居となっており、入居する低所得者及び特に居住の安定を図るべき世帯に対し家賃の低廉化を行う。					
＜事業の位置づけ＞					
【浪江町復興計画（第一次）】					
6. ふるさとを再生していくための取組み					
3) まちづくり計画の策定・推進と住まいの整備					
(2) 生活環境の整備、市街地の再生					
○町内復興公営住宅の早期設置					
・自宅にすぐに帰還できない方（津波被災者を含む）についても、同時期に町内での生活を再開できるように、復興公営住宅を中心とした住宅整備を進めます					
【浪江町復興まちづくり計画】					
Ⅲ 復興まちづくり方針					
1 避難指示解除に向けたまちづくり方針（平成 29 年 3 月までに準備するもの）					
(5) 住宅の確保					
③復興公営住宅の整備による住宅の確保					
・町内での生活を再開する上で住宅を確保できない町民のために、避難指示解除に合わせて、順次、入居が可能となるよう復興公営住宅を整備します					
※上記、復興計画及びまちづくり計画における「復興公営住宅」は、今回家賃の低廉化を行う福島再生賃貸住宅と同等の目的・機能を持つものである					
当面の事業概要					
＜平成 29 年度～32 年度＞					
家賃の低廉化に要する費用の補助					
平成 29 年度分 5,178 千円					
地域の帰還環境整備との関係					
当該事業に係る福島再生賃貸住宅整備地域は、役場本庁舎から近距離に位置し、まちづくりの核となる中心市街地域である。福島再生賃貸住宅の整備により、町の再生が促進されるものである。					
関連する事業の概要					
幾世橋地区において 80 戸の福島再生賃貸住宅を整備					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	

(様式 1-3)

福島県 (浪江町) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	49	事業名	浪江町棚塩産業団地整備事業 (基金型)	事業番号	(6)-46-3
交付団体		浪江町	事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費		(5,909,780 (千円)) 10,267,555 (千円)	全体事業費		10,267,555 (千円)

帰還環境整備に関する目標

国及び福島県では、浜通り地域の産業振興を図るため、世界に誇れる新産業を創出し、イノベーションによる産業基盤の再構築を目指す「福島イノベーション・コースト構想」を掲げ、その実現に向けて取り組んでいるところである。そのプロジェクトの一つで南相馬市と浪江町に整備されるロボットテストフィールドにおいて、福島県が離着陸試験用滑走路設置を浪江町に決定し、平成 32 年 3 月までに供用開始することを計画している。また、大規模水素製造拠点の整備が決定され、平成 32 年早期の供用開始を目指している。浪江町では当該産業団地に上記プロジェクトが立地することから、ロボット・ドローン・水素関連産業に特化した企業、研究機関、試験設備が集積する産業拠点を形成し、就労の場を確保・住民の帰還を促進する。

事業概要

離着陸試験用滑走路及び水素製造拠点候補地周辺の 1 2 8 ha のうち、第一期整備として北側 4 9 ha の土地を造成し、工業団地として整備する。

【浪江町復興計画第二次】

施策 7 新たな産業と雇用の創出

(2) 先端的な事業・産業の誘致・創出

ロボット産業拠点の整備や、再生可能エネルギーや水素・蓄電池産業等の誘致を図るとともに、産業団地の整備等を進めます。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 2 8 年度>

造成に向けて必要な用地買収、測量調査、計画策定等に着手した。

<平成 2 9 年度>

引き続き用地買収等を進め、基本・実施設計を行い、造成工事に着手。

<平成 3 0 年度以降>

造成工事を継続

地域の帰還環境整備との関係

今後の避難指示区域の解除を見据えると、当該産業団地の整備は、これまでにない新たな風を起すものであり、町民の帰還はもとより、雇用の創出や地域経済の再生など、その後の復興・発展に大きく寄与するものである。

関連する事業の概要

ふくしま産業復興投資促進特区又は福島復興再生特別措置法による優遇措置。(新規立地企業の法人税 5 年免除、機械・装置等の投資に係る特別償却・税額控除、被災者雇用給与支給額の 1 0 ~ 2 0 % の税額控除、固定資産税等の課税特例)

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（浪江町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	57	事業名	浪江町南産業団地整備事業（基金型）	事業番号	(6)-46-4
交付団体	浪江町		事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費	(281,987 千円) 378,842 (千円)		全体事業費	(281,987 千円) 378,842 (千円)	
帰還環境整備に関する目標					
福島第一原子力発電所の北側に低線量な地域と町の中心を有すること、常磐自動車道浪江インターの開通による首都圏や仙台圏へのアクセス向上等の優れた立地条件を活かした双葉郡北部の復興拠点としての役割を担い、新たな産業拠点整備をおこない、若い世代が将来に希望をもてる企業誘致、雇用の場の確保により地域経済の立て直しを図る。					
事業概要					
浪江町復興まちづくり計画（平成 26 年 3 月）に位置付けられている「雇用創出エリア」の実現に向けて、浪江町の基礎的条件、企業立地のポテンシャルや企業ニーズ等の把握をおこない、町が目指す産業集積との調整を図りながら浪江町南産業団地を整備する。 <浪江町復興計画【第二次】（平成 29 年 3 月）> 【計画編 P. 45】 7 新たな産業と雇用の創出 【施策編 P. 64】 (2) 先端的な事業・産業の誘致・創出 <浪江町復興まちづくり計画（平成 26 年 3 月）P. 3> 3 帰還開始時におけるまちづくりイメージ図：雇用創出エリア ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 29 年度> ・用地取得 当該産業団地造成を実施するにあたり、用地の地権者説明・交渉・取得を実施する。 ・立木物件調査 立木物件補償算定の基礎となる調査を実施する。 ・立木物件補償 当該産業団地造成を実施するにあたり、立木・物件所有者に対し立木・物件補償を実施する。 ・渉外業務 用地取得に係る地権者の外国籍の相続人調査及び登記事務を実施する。 ・実施設計 基本設計の成果を基に、諸施設の計画設計・団地造成実施設計等を実施する。					
<平成 30 年度> ・造成工事					
地域の帰還環境整備との関係					
これまでの地域経済を支えてきた産業は原子力災害により甚大な被害を受けた。避難した住民の帰町判断の一つである雇用の場の確保は当町の帰還再生のための喫緊の課題である。地域経済の立て直したために既存産業の再生と併せて新たな産業集積を図り相当数の雇用の場を確保すること、その新たな産業の受け皿となる産業団地整備を行うことで避難住民の帰還と新たな住民の定住促進に繋がり地域の再生を加速させる。					

関連する事業の概要

ふくしま産業復興投資促進特区又は福島復興再生特別措置法による優遇措置。(新規立地企業の法人税5年免除、機械・装置等の投資に係る特別償却・税額控除、被災者雇用給与支給額の10~20%の税額控除、固定資産税等の課税特例)

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

福島県（浪江町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	58	事業名	浪江町北産業団地整備事業（基金型）	事業番号	(6)-46-5
交付団体		浪江町	事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費		(849,933 千円) 2,499,906（千円）	全体事業費	(849,933 千円) 2,499,906（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
福島第一原子力発電所の北側に低線量な地域と町の中心を有すること、常磐自動車道浪江インターの開通による首都圏や仙台圏へのアクセス向上等の優れた立地条件を活かした双葉郡北部の復興拠点としての役割を担い、新たな産業拠点整備をおこない、若い世代が将来に希望をもてる企業誘致、雇用の場の確保により地域経済の立て直しを図る。					
事業概要					
浪江町復興まちづくり計画（平成 26 年 3 月）に位置付けられている「雇用創出エリア」の実現に向けて、浪江町の基礎的条件、企業立地のポテンシャルや企業ニーズ等の把握をおこない、町が目指す産業集積との調整を図りながら浪江町北産業団地を整備する。 <浪江町復興計画【第二次】（平成 29 年 3 月）> 【計画編 P.45】 7 新たな産業と雇用の創出 【施策編 P.64】 (2) 先端的な事業・産業の誘致・創出 <浪江町復興まちづくり計画（平成 26 年 3 月）P.3> 3 帰還開始時におけるまちづくりイメージ図：雇用創出エリア					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 29 年度> ・用地取得 当該産業団地造成を実施するにあたり、用地の地権者説明・交渉・取得を実施する。 ・立木補償 当該産業団地造成を実施するにあたり、立木・物件所有者に対し立木・物件補償を実施する。 ・埋蔵文化財本調査 教育委員会で平成 29 年 6 月～10 月に実施する埋蔵文化財試掘調査の結果により、当該調査を実施する。 ・実施設計 基本設計の成果を基に、諸施設の詳細設計・団地造成実施設計等を実施する。 ・積算業務 実施設計の成果を基に、造成工事に係る積算業務を実施する。					
<平成 30 年度> ・造成工事 実施設計の成果・造成費積算を基に、事業区域の造成工事を実施する。					
地域の帰還環境整備との関係					
これまでの地域経済を支えてきた産業は原子力災害により甚大な被害を受けた。避難した住民の帰町判断の一つである雇用の場の確保は当町の帰還再生のための喫緊の課題である。地域経済の立て直したために既存産業の再生と併せて新たな産業集積を図り相当数の雇用の場を確保すること、その新たな産業の受け皿となる産業団地整備を行うことで避難住民の帰還と新たな住民の定住促進に繋がり地域の再生を加速させる。					

関連する事業の概要

ふくしま産業復興投資促進特区又は福島復興再生特別措置法による優遇措置。(新規立地企業の法人税5年免除、機械・装置等の投資に係る特別償却・税額控除、被災者雇用給与支給額の10~20%の税額控除、固定資産税等の課税特例)
--

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

福島県 (浪江町) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	80	事業名	請戸地区水産加工等団地整備事業 (基金型)	事業番号	(6)-46-8
交付団体	浪江町		事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費	2,911,210 (千円)		全体事業費	2,911,210 (千円)	
帰還環境整備に関する目標					
浪江町では福島県と連携し、町内請戸地区の地域産業を牽引してきた水産業等の再生に向けて、荷捌き場や漁業関連施設等の整備をはじめとした請戸漁港全体の整備に取り組んでいるところである。浪江町の水産業等の一体的な再生を加速化するためには、水産物仲買業や水産流通加工業等の再開が急務であり、請戸漁港後背地に水産流通加工等施設が集積する産業整備拠点を形成し、雇用の場を確保し、地域産業の振興及び住民の帰還促進を図る。					
事業概要					
●請戸地区水産加工等団地整備事業 「浪江町復興計画 【第二次】」において、水産業復興のためのインフラ整備を掲げており、本事業に於いて、水産加工等業者 4 社の入居を想定した用地面積 3.8ha を造成整備するため、用地造成、排水路整備等を行う。					
●当該事業の復興計画等の位置づけ ＜浪江町の新しい水産業デザイン実現化事業報告＞ 水産加工流通業者の再開、加工施設や直売店等設置による販路の確保や雇用創出 ＜請戸地区水産加工団地整備計画＞ 水産加工団地に係る整備計画全般 水産加工団地予定地の位置及び面積等の提示 ＜浪江町復興計画【第二次】＞ 施策 6 農林漁業の再興 (2) 水産業再生のためのインフラ整備及び漁業再開する。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
＜平成 28 年度＞ 水産加工団地整備計画策定 ＜平成 29 年度＞ 水産加工団地造成に向けての必要な用地買収、測量、地質調査、設計等に着手 ＜平成 30 年度以降＞ 水産加工等団地の造成 水産加工業者公募及水産加工施設建設工事着手 (財源：東日本大震災復興交付金)					
地域の帰還環境整備との関係					
請戸漁港周辺域では、新漁港の整備事業が平成 32 年度完了を目指し進行中。また、荷捌き場及び漁業関連施設等を建設する予定であり、水産業の一体的な環境整備と復興に繋がる。当該水産加工等団地整備事業は、その水産業等の再生にも連なり、さらなる住民の帰還、雇用創出や地域産業の振興に大きく寄与するものである。					

関連する事業の概要
浪江町水産共同利用施設復興整備事業（荷捌き場、貯氷・冷凍施設、海水取水ポンプ施設、上架施設他の整備）

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（浪江町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	81	事業名	請戸地区水産加工等団地附帯施設整備事業（基金型）	事業番号	(6)-46-8-1
交付団体	浪江町		事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費	71,101（千円）		全体事業費	71,101（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
浪江町では福島県と連携し、町内請戸地区の地域産業を牽引してきた水産業等の再生に向けて、荷捌き場や漁業関連施設等の整備をはじめとした請戸漁港全体の整備に取り組んでいるところである。浪江町の水産業等の一体的な再生を加速化するためには、水産物仲買業や水産流通加工業等の再開が急務であり、請戸漁港後背地に水産流通加工等施設が集積する産業整備拠点を形成し、雇用の場を確保し、地域産業の振興及び住民の帰還促進を図る。					
事業概要					
●請戸地区水産加工団地附帯施設整備事業 基幹事業である「請戸地区水産加工等団地整備事業」では、水産加工業者 4 社の入居を想定した用地面積 3.8ha の造成整備を行うものである。団地からの浄化後工業排水に関しては請戸漁港旧港で利用していた既存の排水路に流す予定でいたところであるが、請戸漁港旧港の埋立に伴い、既存の排水路を利用することができなくなったことから、新たな整備が必要になったところ。 新たな排水路の整備に関しては、水産加工団地から直接廃水される団地専用部分（上記基幹事業にて整備）、新港整備に伴い県事業で整備を行う流末部分の他、その間を繋ぐ排水路の整備について本水産加工団地附帯施設事業として、関連する用地買収、仮設排水路に係る測量設計及び整備工事を実施するものである。					
●当該事業の復興計画等の位置づけ ＜浪江町復興まちづくり計画＞ Ⅲ まちづくり方針 (10) 津波被災地の復興 ③津波被災地地域の土地利用 雇用創出エリアの整備、請戸漁港後背地の水産業施設用地の確保 ＜浪江町の新しい水産業デザイン実現化事業報告＞ 水産加工流通業者の再開、加工施設や直売店等設置による販路の確保や雇用創出 ＜請戸地区水産加工団地整備計画＞ 水産加工団地に係る整備計画全般 水産加工団地予定地の位置及び面積等の提示 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
＜平成 28 年度＞ 水産加工団地整備計画策定 ＜平成 29 年度＞ 加工団地からの排水路整備に必要な用地買収、測量設計、排水路整備工事 ＜平成 30 年度以降＞ 水産加工業者公募及水産加工施設建設工事着手（財源：東日本大震災復興交付金）					

地域の帰還環境整備との関係

請戸漁港周辺域では、新漁港の整備事業が平成32年度完了を目指し進行中。また、荷捌き場及び漁業関連施設等の建設及び水産加工団地を整備予定であり、水産業の一体的な再生に繋がる。当該水産加工団地附帯施設整備事業は、その水産業再生にも連なり、住民の帰還、雇用創出や地域産業の振興に大きく寄与するものである。

関連する事業の概要

浪江町水産業共同利用施設復興整備事業（荷捌き場、上架施設、漁具倉庫、貯氷・冷蔵施設他の整備）

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	(6)-46-8
事業名	請戸地区水産加工等団地整備事業（基金型）
交付団体	浪江町

基幹事業との関連性

本事業にて整備を行う排水路は、今後、圃場等からの排水と共用となる方針ではあるが、水産加工団地の整備には欠かせない排水路であることから、基幹事業である水産加工団地造成工事の附帯施設事業として、当該排水路に係る用地買収、排水路の測量設計及び整備工事を実施するものである。